

## 同意書

高知県香美市長 様

被保険者に対して事業者が実施する住宅改修について、被保険者及び事業者は、香美市介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する要領（以下「要領」に従い、介護保険法及び香美市介護保険条例施行規則等（以下「関係法令」という。）を遵守することを誓約し、下記の留意事項を承諾して、誠実に受領委任払いを行うことに同意します。

年 月 日

被保険者 住 所

氏 名

㊟

事業者 所在地

事業者名

代表者名

㊟

### 【留意事項】

- 1 受領委任払いは、要介護認定又は要支援認定を受け、在宅で介護を受けており、かつ給付額減額及び支払方法の変更の措置を受けていない方が対象です。事前申請は、入院、入所していても、退院、退所予定であれば申請できますが、事後の支給申請は、在宅でないとできません。
- 2 住宅改修の内容については、居宅介護支援事業者または地域包括支援センター、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密に相談を行ってください。
- 3 事業者は、住宅改修の工事前に適正な見積書を書面で作成し、被保険者に発行してください。見積書の内容に変更が生じた場合は、着工前に被保険者、居宅介護支援事業者または地域包括支援センター等関係者及び香美市に連絡してください。
- 4 住宅改修工事の完成後、被保険者は介護保険給付の対象となる工事費用の被保険者自己負担額を事業者に支払い、事業者はその領収書（領収日、被保険者氏名、改修費用全額（10割分の額）、被保険者自己負担額を記載したもの）を被保険者へ発行してください。
- 5 住宅改修費支給申請書（事後申請）の受付期限は、毎月末日で、その翌月末日までに介護保険給付の対象となる工事費用の介護保険給付額を支払います。
- 6 住宅改修費の支給に関して必要があると市長が認めたときは、事業者に対して報告、帳簿書類の提出、出頭を求め、又は質問し、事業者への立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査することがあります。なお、関係法令、要綱またはこの留意事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従ってください。（介護保険法第45条第8項、同法第57条第8項）